

野田健康福祉センター (保健所)だより

すこやか通信第28号 平成27年9月発行

ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/kf-noda/>

発行 千葉県野田健康福祉センター(保健所)
〒278-0006 野田市柳沢 24
TEL04-7124-8155

— 主な内容 —

- 食品表示法……………1面
- 動物の愛護及び管理条例……………2面
- デング熱……………2面
- 危険ドラッグ……………3面
- アルコール依存症……………3面
- 健康セミナー……………4面
- 虐待、障害者条例の相談窓口……………4面

平成27年4月1日に食品表示法が施行されました！

❖加工食品の栄養成分表示が義務化されます

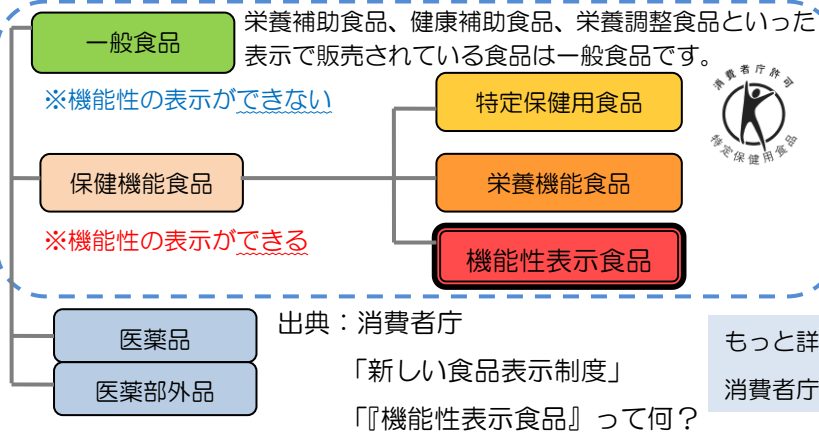
栄養成分表示 1袋当たり	
熱量	●● kcal
たんぱく質	▲▲ g
脂質	◆◆ g
炭水化物	■ g
食塩相当量	★ g

容器包装に入れられた加工食品には、**熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム**の5成分が表示されるようになります。
(表示の省略が認められているものもあります。)

ナトリウムの量は、消費者にとって分かりやすい「**食塩相当量**」で表示されます。(ナトリウム塩を添加していない食品にのみ、ナトリウムの量を併記することができます。)

❖**栄養成分表示を活用して、健康的な食事の摂取に役立てましょう**❖

❖「機能性表示食品」の制度ができました



👉『機能性表示食品』とは？

- 「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収をおだやかにします」など、特定の保健の目的が期待できる(健康の維持及び増進に役立つ)という食品の機能性を表示することができる食品です。
- 安全性の確保を前提とし、**科学的根拠**に基づいた機能性が、**事業者の責任において**表示されるものです。
- 特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。

もっと詳しく知りたい方は…

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/foods/index.html>

検索

❖アレルギー表示が変わりました

原則として、個々の原材料の後にアレルギー物質を記載します。(「**個別表示**」という。)

なお、アレルギー物質には表示義務があるものと推奨されているものがあります。

「えび、かに、卵、乳、小麦、そば、落花生」の7品目は、**特定原材料**と呼ばれ、表示が義務化されています。



「あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン」の20品目は、表示が推奨されています。



個別表示の例：「スパゲッティ」

原材料名	めん(小麦粉を含む)、卵黄(卵を含む)、植物油、生クリーム(乳成分を含む)、塩
------	---